

(平成22年5月19日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

厚生年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち平成元年5月11日から同年6月10日までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場（現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を同年6月11日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年5月11日から7年4月1日まで

申立期間は、D社に駐在（海外）しており、退職扱いでもないにもかかわらず、A社B工場の資格が平成元年5月11日に喪失になっていることに納得できない。資格喪失となった事実も聞かされていないので、申立期間を厚生年金保険加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びA社の「申立人はA社B工場に籍を置いたまま、現地法人に勤務した。」との回答から、申立人は、申立期間において、同社B工場に在籍していたことが確認できる。

また、申立人が所持する平成元年6月の給与明細書及びA社の「平成元年6月支給の給与の賃金計算期間は、同年5月11日から同年6月10日までの期間であり、同年5月の保険料を控除している。」との回答から、申立人は、同年5月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人のA社における資格喪失日は、上記の給与明細書において、平成元年6月10日までの給与の支給が確認できることから、同年6月11日とすることが妥当である。

また、平成元年5月の標準報酬月額については、申立人の同年6月の給与明細書から、30万円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該月の申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は不明と回答しており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

い。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所(当時)に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成元年6月11日から7年4月1日までの期間については、申立人は、「平成元年7月以降の給与明細書は無く、A社のE国法人で勤務し、現地で給与をもらっていた。」と供述している。

また、当時、A社のE国法人で勤務していた同僚は、「A社E国法人勤務となった際に、同社から厚生年金保険制度から外れる旨の説明を受けた。」と供述しており、E国勤務期間のある同僚全員について厚生年金保険の加入記録を確認したところ、それらの同僚のE国勤務期間における厚生年金保険被保険者期間が無いことが確認できる。

このほか、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和27年1月から同年9月まで
(A社)
② 昭和28年1月18日から同年10月まで
(B社C工場)
③ 昭和31年3月から同年7月まで
(D社)

申立期間①のA社では夜間、高校に通学しながら配達の仕事をしていた。勤務中の昭和27年5月1日にメーデー事件があったことを鮮明に覚えている。Eさん、Fさんという名前の同僚がいた。申立期間②のB社C工場(現在は、G社H本部)の加入記録は、秋から冬にかけての3か月のみとなっているが、夏服姿の同僚と一緒に工場で撮った写真があるので、もっと長く勤務していたと思う。申立期間③のD社はI駅前にあり、夜間、大学に通学しながら小型トラックの運転手をしていた。Jさんという名前の事務員がいた。加入記録が無い上記の申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人が記憶する同僚の厚生年金保険加入記録が、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できることから、期間の特定はできないものの、申立人が、同社でアルバイトとして勤務していたことは推認できる。

しかしながら、上記被保険者名簿により、当該期間に在籍していた同僚に、当時のアルバイト従業員の厚生年金保険の取扱いについて照会したところ、不明であると回答している。

また、A社は昭和31年1月10日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主は既に亡くなっていることから、申立人の当該期間における厚生年金保険料控除について確認することができない。

2 申立期間②について、申立人は、B社C工場に臨時工として勤務していた

と述べている。

しかしながら、B社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該期間に在職していた同僚8人に照会したところ、回答を得られた7人は、申立人のことは覚えていないとしており、申立人の当該期間の勤務に関する回答は得られない。

また、当時の同僚は、「中途入社の方は、臨時工として採用され、3か月又は6か月経過後に適性があるものが正社員になれたが、正社員となれなかった臨時工は、解雇されていた。」と供述しており、上記被保険者名簿から、申立人と同日の資格取得日である45人の同僚について確認したところ、このうち41人が7か月以内に厚生年金保険の資格を喪失していることが確認できる。

さらに、申立人は、「夏服姿の同僚と一緒に撮った写真があるので、夏以降まで勤務していた。」と供述しているが、当時の同僚は、「物が無い時代だったので年中半袖で作業をしていた。」と供述している。

加えて、G社に照会したところ、当時の資料は残されていないとの回答から、申立人の当該期間における厚生年金保険料控除について確認することはできない。

- 3 申立期間③について、申立人が記憶する同僚の加入記録が、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できることから、期間の特定はできないものの、申立人が、同社で勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当時の同僚は、「当時、D社では、数か月間の見習期間があり、その間は厚生年金保険に加入できなかった。」と供述しており、当時の同僚9人の入社日と厚生年金保険の資格取得日を照会したところ、4人については、入社日と資格取得日が一致しているが、5人については、その記憶する入社日から数か月経過後に資格を取得していることが確認できる。

また、D社は平成4年9月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の事業主も亡くなっていることから、申立人の当該期間における厚生年金保険料控除について確認することができない。

- 4 申立人が申立期間①から③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 741

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和40年9月から43年11月まで
② 昭和44年6月から45年10月まで

私は、A社に勤め、昭和40年9月から43年11月まではB県C村のD工事現場で、44年6月から45年10月まではE県のF工事現場でそれぞれ働いた。しかし、厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のB県D工事現場及びE県F工事現場についての詳細な説明から、申立人が、期間は特定できないものの、当該二つの工事現場において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録及びG事務センターの回答から、申立人が勤務したとするA社は、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、A社は現存せず、当該二つの工事の元請会社であったとするH社に照会したところ、I市に在ったA社を下請として使っていたものの、A社についての資料は無いと回答している。

さらに、申立人が記憶している申立期間①及び②における二人の同僚には厚生年金保険の加入記録が無い上、連絡先も不明であることから、これらの者から供述を得ることができない。

加えて、申立期間①及び②において、申立人は昭和41年2月から47年11月まで国民年金の加入記録が確認できる上、41年2月から44年4月までの保険料納付も確認できる。

このほか、申立人の申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

岐阜厚生年金 事案 742

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 9 月 1 日から 15 年 5 月 31 日まで
A社での厚生年金保険被保険者の期間であった標準報酬月額が、ねんきん定期便の記録と給与明細書の金額と違うため、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA社の平成12年10月から同年12月まで及び13年2月から15年6月までの給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、給与明細書が無い平成13年1月については、A社から申立人名義の預金通帳に振り込まれた同年1月の給与振込額と、その前後の期間の給与振込額がほぼ同額であることから、当該月の給与についても、その前後の期間と同額の厚生年金保険料が控除されていたものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和10年から19年まで

昭和10年から19年まで、A市のB町に在ったC社D所で勤務した。始めは縫製の仕事で、その後に事務室での仕事になった。当時の同僚2名には、厚生年金保険の加入記録があるので、私も申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた同僚2名のうち1名の同僚の証言から、期間の特定はできないが、申立人はC社D所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、女性労働者が被保険者となることができた厚生年金保険法は、昭和19年6月1日に施行され、保険料の徴収は同年10月1日からとなっており、申立期間のうち、同日よりも前の期間については、申立人が厚生年金保険の被保険者となることができない期間である。

また、申立人は、「当時の同僚2名には厚生年金保険の記録がある。」と述べているが、当該同僚のうちの1名は男性であり、申立期間においては、男子筋肉労働者のみが被保険者となる労働者年金保険の被保険者となっている。

さらに、上記の同僚のうち、もう1名は女性であるが、当該同僚の厚生年金保険被保険者資格取得日は、厚生年金保険制度により保険料控除が開始された昭和19年10月1日であることが確認できる。

加えて、上記の同僚のうち、男性同僚は既に死亡しており聴取できないが、女性同僚は、「自分は、昭和20年に退職したが、申立人はそれより前に退職していた。」と供述している。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。